

「改革推進指針（案）」と県立病院の「新しい経営計画（案）」 について

1 岩手県公立病院改革推進指針（案）について

岩手県は、総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」に沿って、「岩手県公立病院改革推進指針（案）」を策定し、11月17日から12月16日までの期間、パブリックコメントの公募を開始しました。

「指針」は、各医療圏域毎に存在する公立病院の医療機能を、がん、脳卒中の急性期、急性心筋梗塞の急性期、糖尿病の4疾病を物差しに評価した上で、圏域としての「再編・ネットワーク化の方向性」を示し、次に、各病院の「方向性」を、強い口調で個別に指し示しています。その傾向は、現状を固定的にとらえ、「経営状況の観点から病床削減あるいは診療所化について検討が必要である」が随所に見られるように、経営の観点、採算の視点からの指針となっています。

困難な経営を強いられている自治体病院充実の「改革」の方向を示し、再建の助けとなるような「指針」ではなく、「再編・ネットワーク化」という名の、「病床削減」「病院つぶし」の「指針」と言わざるを得ません。

多くの自治体病院は、中山間地域、医療過疎地で、地域医療を担っており、地方自治体本来の使命を全うすべく、住民の命と健康を守るために、必死になっています。国、県の役割は、そうした地方自治体を支援・援助するのが筋ではないでしょうか。

残念ながら、今回の「指針」は、総務省言いなりの感をぬぐえません。岩手県財政が危機に瀕した原因の一つを、増田前知事は、「国言いなりに、身の丈を超えた事業を行ってきた」ことにあることを認めた経緯があります。いま、地域医療を担っている「自治体病院」を、現下の経営状況が厳しいからと国言いなりに切り捨てて良いのか、そのことが問われていると思います。

2 岩手県立病院の新しい経営計画（案）について

11月17日、岩手県は、「公立病院改革推進指針（案）」を、岩手県医療局は、県立病院「改革」の新しい計画をそれぞれ公表しました。①5つの県立地域診療センターを来年4月から無床化し、新たに県立沼宮内病院を2010年4月から無床の診療所にする。②県立久慈、宮古、大船渡、二戸、遠野、高田、千厩病院のベッド数を削減する。③これまでの5年間で大幅削減してきた事務部門をさらに減らす。④経営収支100%のために職員の賃金・手当を削減する。⑤広域基幹病院では、7：1看護をめざす。などが特徴です。

総務省は、「改革ガイドライン」の中で三つの柱を示したが、今回の計画で

は、「経営形態の見直し」は現状（公営企業法全部適用）を維持し、「経営の効率化」と「再編ネットワーク化」、とくに、「効率化」に重点を置いたものとなっています。

計画内容とその策定経緯に、大きな問題点があると思われまます。

第1に、本部会議や委員会が非公開で行われるなど、計画策定が秘密裏に行われてきたことは、大きな問題と言わざるを得ません。県民の大切な財産である県立病院の将来を左右する「計画」に、県民の声がどう生かされたのでしょうか。

第2に、今回は「住民への十分な説明と理解」を得るためある程度、時間をおいて計画実施にいたりしましたが、今回は、計画策定、即、実施と、あまりにも乱暴な計画となっている点です。住田病院は、今年4月に19床の地域診療センターに縮小されたばかりであり、他の診療センターも1年ないし2年しか経過していません。県議会での約束も反故にされる結果になり、これでは当該の首長が反発するのも当然と言わざるを得ません。396床・県病の病床数の約1割のベッド削減が、来年の4月強行ですから乱暴過ぎます。

第3に、6施設を新たに無床診療所にし、広域基幹病院を含む7つの病院のベッドを減らすなど、医療提供体制を大幅に縮小し、地域医療の将来に不安を抱かせる計画となっています。とくに、「県立無床診療所」は、重大問題です。今回の計画のターゲットである「赤字」問題の背景には、全国1,000余りある自治体病院の7割以上が赤字という現実があります。そもそも、自治体病院のほとんどは、僻地医療や休日・夜間の救急医療、災害拠点、高度・先進医療など、採算ベースに乗りにくい医療を担って来ています。しかも、この間の医療経営の困難さは、国の政策によってもたらされている、と言って過言ではありません。相次ぐ診療報酬の引き下げ、売り上げに転嫁できない消費税、地方における極端な医師不足、平均在院日数の短縮など、岩手県立病院でも象徴的に影響しています。

さらに、経営改善に向けた職員の意欲をいかに高めるか、という点でも問題があります。「計画（案）」では、「働きやすい職場環境」の項で、「職員満足度の向上」「職員の健康サポート」など具体的に目標を掲げています。確かに医師の処遇改善は焦眉の課題ではありますが、その他の職員の処遇が切り下げられて良いはずはありません。現在でさえ、看護職員等は、人手不足のため、毎日、3時間、4時間の超過勤務が続く、とか、年次有給休暇が思うように取れない、とか、安全・安心の医療・看護を提供する上で大きな問題を抱えています。また、近年、メンタルに障害を抱える職員が急増している現状をどうしようとしているのでしょうか。より「上位の看護基準」の求めるものは、より手厚い看護の保障です。その意味でも、現状を改善しうる看護職員をはじめとした

医療従事者の配置とすべきです。

3 岩手県は全国一の広い県土を持ちます。どんなに交通の便が良くなったと言っても、入院できる医療機関がない町や村（地域）が増えたのでは、住民が安心して暮らしてはいけません。「経営重視」「採算最優先」の計画は撤回すべきです。

私たちは、引き続き、今回の計画の撤回を求めた運動を、住民の方々、患者の皆様と一緒にすすめて行く決意です。

2008年11月17日

岩手県労働組合連合会、岩手県自治体労働組合総連合
岩手県医療労働組合連合会、岩手県医療局労働組合